

諮詢庁：環境大臣

諮詢日：令和7年8月12日（令和7年（行情）諮詢第920号及び同第921号）

答申日：令和7年12月26日（令和7年度（行情）答申第787号及び同第788号）

事件名：循環型社会形成推進交付金に関する特定の事務処理の具体的な内容が分かれる文書の不開示決定（不存在）に関する件

循環型社会形成推進交付金に関して特定の事務処理をしている場合のその理由が分かれる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年3月17日付け環循適発第25031746号ないし同第25031748号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね別紙2のとおりである。

### 第3 謝問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和7年1月15日付で本件対象文書の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は令和7年1月16日付でこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和7年3月17日付で審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の各決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和7年5月12日付で処分庁に対して、原処分について「審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。」という趣旨の各審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。）を行い、令和7年5月13日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

(略)

3 審査請求人の主張

(略)

4 審査請求人の主張についての検討

(1) 本件対象文書1について（原処分1）（諮問第920号）

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）に基づき、市町村に対して循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）の交付をするために行っている事務処理の内容が記載されている循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（以下「取扱要領」という。）については、環境事務次官及び環境再生・資源循環局長名で制定・公示がされていることから、環境大臣が職員に対して命じている統括的な事務処理の具体的な内容が分かる行政文書は存在しない。

イ このため、審査請求人の主張に理由はなく、実際に審査請求人の求める行政文書の作成・取得はされていない。また、本件審査請求を受け、執務室内の文書保管場所、執務室外の書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び共有フォルダの確認を行ったが、該当する文書の存在を確認することができなかったため、該当する行政文書は不存在であると判断するものである。

(2) 本件対象文書2及び本件対象文書3について（原処分2及び原処分3）（諮問第921号）

ア 補助金適正化法3条1項において「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。」とされており、同法に基づき適切に事務処理を行っていることから、個々の職員の裁量に委ねている事実はない。

イ 上記（1）イに同旨。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却

することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| ① 令和7年8月12日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第920号及び同第921号）  |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）               |
| ③ 同年10月2日   | 審査請求人から意見書を收受（同上）               |
| ④ 同年12月22日  | 令和7年（行情）諮問第920号及び同第921号の併合並びに審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件開示請求は、開示請求文言の記載からみて、循環型社会形成推進交付金（循環交付金）について、①補助金適正化法6条1項と同法3条1項の規定における環境大臣の事務処理の整合性を確保するために、環境大臣が環境省の職員に対して命じている統括的な事務処理の具体的な内容が分かる行政文書（本件対象文書1）、②環境省の個々の職員の裁量に委ねている場合は、その理由が分かる行政文書（本件対象文書2）及び③環境省の個々の職員の裁量に委ねている場合であっても、適正な事務処理を行うことができると判断している場合は、その理由が分かる行政文書（本件対象文書3）の開示を求めているものと解される。

(2) これに対し、諮問庁は、次のとおり主張する。

###### ア 本件対象文書1について

環境事務次官及び環境再生・資源循環局長名で、循環交付金の交付要綱及び取扱要領を制定し、補助金適正化法に基づき循環交付金の交付をするために行っている事務処理の内容を公示している。

環境大臣が職員に対して命じている統括的な事務処理の具体的な内容が分かる行政文書は存在しない。

###### イ 本件対象文書2及び本件対象文書3について

補助金適正化法に基づき適切に事務処理を行っていることから、事務処理を個々の職員の裁量に委ねている事実はない。このため、審査請求人が求める行政文書は、作成・取得しておらず、存在しない。

(3) そこで検討するに、当審査会において交付要綱及び取扱要領（以下、併せて「交付要綱等」という。）を確認したところ、環境省において循環交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金適正化法及び同法施行令その他の法令及び関連通知のほか、交付要綱に定めるところにより行うものとしていると認められ、個々の職員の裁量に委ねているとは認められないから、その前提において作成された行政文書（本件対象文書2及び本件対象文書3）は存在しない旨の上記（2）イの諮詢庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、交付要綱等には、審査請求人が主張する「補助金適正化法6条1項と同法3条1項の規定における環境大臣の事務処理の整合性を確保するために、環境大臣が環境省の職員に対して命じて統括的な事務処理の具体的な内容」が記載されているとは認められず、他に審査請求人が主張するような内容が記載されている行政文書の存在も認められないから、そのような行政文書（本件対象文書1）は存在しない旨の上記（2）アの諮詢庁の説明を否定することはできない。

(4) したがって、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙 1

### 本件対象文書

#### 1 本件対象文書1（諮問第920号）

環境省の長である環境大臣が、市町村に対して循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を交付するために行っている事務処理において、①補助金適正化法6条1項の規定に従って同交付金の交付を決定する事務処理と、②同法3条1項の規定に従って同交付金に係る予算を執行する事務処理において、③同法6条1項の規定と同法3条1項の規定における大臣の事務処理の整合性を確保するために、大臣が環境省の職員（国家公務員）に対して命じている統括的な事務処理の具体的な内容が分かること行政文書（環境省が環境省の担当職員のために作成しているマニュアルやチェックシート等を含む。）

#### 2 本件対象文書2（諮問第921号）

環境省の長である環境大臣が、市町村に対して循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を交付するために行っている事務処理において、①補助金適正化法6条1項の規定に従って同交付金の交付を決定する事務処理と、②同法3条1項の規定に従って同交付金に係る予算を執行する事務処理との整合性を確保するための統括的な事務処理を、③環境省における個々の職員（国家公務員）の裁量に委ねている場合は、その合理的な理由と法的根拠が分かる行政文書（当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

#### 3 本件対象文書3（諮問第921号）

環境省の長である環境大臣が、市町村に対して循環型社会形成推進交付金（補助金適正化法の規定に基づく補助金等）を交付するために行っている事務処理において、①補助金適正化法6条1項の規定に従って同交付金の交付を決定する事務処理と、②同法3条1項の規定に従って同交付金に係る予算を執行する事務処理との整合性を確保するための統括的な事務処理を、③環境省における個々の職員（国家公務員）の裁量に委ねている場合であっても、大臣の責任において、同法6条1項及び同法3条1項の規定に従って適正な事務処理を行うことができると判断している場合は、その合理的な理由と法的根拠が分かる行政文書（当該開示請求に当たって環境省が新たに作成・取得した行政文書を含む。）

## 別紙 2

### 審査請求書（本件対象文書 1 に係る原処分 1）（諮問第 920 号）

- 1 指助金適正化法 6 条 1 項の規定と同法 3 条 1 項の規定は、どちらも環境省の長である環境大臣に適用される規定である。（重要）
- 2 言うまでもなく、環境省の長である現役の環境大臣は一人しかいない。（重要）
- 3 そして、環境省の職員は、その一人しかいない環境大臣をサポートするために一丸となって職務を遂行しなければならないことになる。（重要）
- 4 そして、環境省の長である環境大臣は、環境省の職員が一丸となって大臣をサポートすることができるよう、組織全体で使用する統括的な行政文書を作成して具体的な指示等を与えなければならないことになる。（重要）
- 5 なぜなら、環境省において、①指助金適正化法 6 条 1 項の規定に従って指助金等（循環交付金）に対する交付を決定するのは環境大臣であり、②同法 3 条 1 項の規定に従って指助金等（循環交付金）に係る予算を執行するのも環境大臣だからである。（重要）
- 6 そして、環境省の長である環境大臣は、政府与党の判断に基づいて比較的短期間で交代するからである。（重要）
- 7 ちなみに、平成 13 年に環境省が設置されてからこれまでに 23 人が環境大臣を務めている。（重要）
- 8 ないし 11 （略）

### 審査請求書（本件対象文書 2 に係る原処分 2）（諮問第 921 号）

- 1 環循適発第 25031746 号（原処分 1）に対する審査請求の理由と同じ。
- 2 ないし 6 （略）

### 審査請求書（本件対象文書 3 に係る原処分 3）（諮問第 921 号）

- 1 環循適発第 25031747 号（原処分 2）に対する審査請求の理由と同じ。
- 2 ないし 4 （略）

## 各意見書

審査請求人は、種々主張するが、省略する。